

平成28年米原市議会第4回定例会 請願文書表

請願番号	請願 第 3 号	受理年月日	平成28年11月21日
件 名	原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願		
請願者住所 氏名	米原市村居田780番地5 原発事故避難者の住宅支援継続を求める滋賀の会 彦根・愛知・犬上 原発のない社会をつくる会 山中 悟		
紹介議員	中川 雅史、藤田 正雄		

〔請願の要旨〕

福島原発事故から5年8ヶ月が経ちましたが、収束の見通しは全く立っていません。放射能汚染などのため、全国で14万1000人（復興庁9月30日発表）の住民が避難を余儀なくされています。滋賀県防災危機管理局によると、9月23日現在、滋賀県には全体で212人、福島県から155人の方が避難しておられます。

これまで、避難指示がなく避難した「区域外避難者」への支援は、無償住宅支援がほとんど唯一のものでした。しかし、政府と福島県は住民の帰還する意思や条件に関わらず、この支援を2017年3月に打ち切ろうとしています。

さらに昨年6月、政府は「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」を遅くとも2017年3月までに解除することを決め、今年6月より葛尾村、川内村、南相馬市の年間50^{ミリシーベルト}未満の地域を解除しました。日本の法律が公衆の通常の間線量限度を1^{ミリシーベルト}に定めているにもかかわらず解除しました。解除されても帰還できない人たちは、「区域外避難者」になり無償住宅支援は打ち切られます。

仮に、無償住宅支援が打ち切られれば、今でも経済的に苦しい状態に置かれている避難者、特に母子避難者世帯は避難の継続が困難になります。福島県では小児甲状腺がん患者が174人も発見されており、子どもをこれ以上被ばくさせたくない親が願うのは当然です。

事故を起こしたのは避難者ではありません。事故の犠牲者である避難者に「被ばくか貧困か」を迫るような事態は避けなければなりません。放射性セシウム137の半減期は30年と長く、命と健康を守り安心して避難生活を続けるためには、無償の住宅提供を続けることが必要です。

私たち米原市の住民は、隣の福井県に巨大な原発群を控えており、今の避難者の苦悩を他人ごとのように考えることはできません。

地域住民の暮らしと健康を守る米原市議会に、以下のことを請願します。

<請願事項>

国と福島県に対して、原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書を提出すること

付託先委員会	総務教育常任委員会
--------	-----------